

一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

# 緑化計画の手引き

令和5年4月

一宮市

## 目次

1	はじめに	1
2	緑化計画書提出の対象行為	2
3	緑化の基準	3
4	緑化計画書の手続き	9
5	生物多様性への配慮	13
6	優良緑化建築物等の認定について	13

## 1 はじめに

一宮市では、令和2年6月に一宮市緑の基本計画を改定し、「水と緑と人がつながる 心ふれあうまち 一宮」を基本理念とした、持続可能で緑豊かなまちづくりに取り組んでいます。

一方、市内では、都市化の進展により、貴重な緑が減少しつつあります。そのため、市民・事業者・市が協力し合い、一宮の緑を守り育て、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的に、令和4年12月に「一宮市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、一定規模以上の建築行為を行う場合に緑化を義務付ける制度を、令和5年4月1日から導入します。

この緑化計画の手引きは、建築行為を行う場合に必要な緑化基準や緑化計画書の作成方法・届出方法等条例上の手続きについて解説したものです。後世により良い環境やより多くの緑を引き継ぐために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 2 緑化計画書提出の対象行為

一宮市内において、1)、2)に当てはまる行為を行う場合は、建築確認申請の前までにその敷地及び建築物にかかる緑化計画書を提出し承認を受ける必要があります。

- 1) 敷地面積 3,000㎡ 以上の建築行為
- 2) 敷地面積 3,000㎡ 未満の倉庫の建築（市街化調整区域のみ）

### 適用除外

次のいずれかに該当する場合には、適用除外となります。

- ・工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の敷地の区域
- ・建築物の修繕、模様替え、用途変更又は増築
- ・仮設建築物の建築
- ・自己の居住の用に供する専用住宅の建築

### 《留意点》

- ・敷地面積は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定するものをいい、建築確認申請上の敷地面積です。
- ・緑化計画書の提出・承認が必要にも係わらず、提出がない場合や承認の内容と現地が異なる場合には、指導・勧告・氏名の公表をすることがあります。

### 3 緑化の基準

#### (1) 緑化面積の基準

下記の表の用途区分、敷地面積及び市街区域・市街化調整区域に応じた緑化率に基づき算出した緑化面積（緑化面積＝敷地面積×緑化率）以上の緑地を、建築行為を行う敷地内に確保してください。

用途区分	敷地面積	緑化率	
		市街化区域	市街化調整区域
住宅地	3,000 m <sup>2</sup> 未満	3 %	3 %
	3,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	5 %	5 %
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	5 %	5 %
事業所用地 営業所用地	3,000 m <sup>2</sup> 未満	3 %	3 %
	3,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	5 %	5 %
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	5 %	10 %
倉庫用地	3,000 m <sup>2</sup> 未満	3 %	3 %
	3,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	5 %	10 %
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	5 %	15 %
工場用地	3,000 m <sup>2</sup> 未満	3 %	3 %
	3,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10 %	10 %
	10,000 m <sup>2</sup> 以上	20 %	25 %

#### 《留意点》

- ・同一敷地に複数の用途の建築物を建築する場合は、主な用途となる建築物の緑化率が適用されます。
- ・敷地面積3,000 m<sup>2</sup>未満（市街化調整区域における倉庫を除く）においても、3%以上の緑化に努めてください。
- ・一宮市景観計画に基づく届出対象行為については、下記の景観形成基準に適合する必要があります。

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史 街道 景観軸	田園 景観 ゾーン	商業 景観 ゾーン	住宅 景観 ゾーン	工業 景観 ゾーン	沿道 景観 ゾーン
外 構 ・ 緑 化	・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●	●
	・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。			●	●	●	●	●
	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。						●	

「●」：該当箇所

(ア) 地上部の緑化

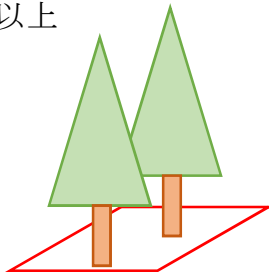
必要となる緑化面積のうち、次の法令等に規定されている緑化すべき面積分は、建築行為を行う敷地の地上部において、**樹木**により緑化してください。

- |  |
|--|
| (1) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく愛知県自然環境保全地域の許可、届出等及び大規模な宅地の造成等の規制に関する事務取扱要領第 54 |
| (2) 都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号) 第 25 条第 6 項及び第 7 項  |
| (3) 一宮市開発審査会基準(平成 14 年)第 7 号の運用基準 5  |
| (4) 一宮市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成 26 年一宮市条例第 14 号)の運用基準 2                                   |

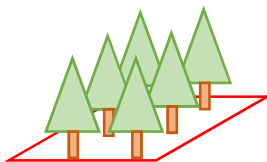
【樹木による植栽基準等】

緑化面積 10 m<sup>2</sup>当たり下記の①～③のいずれかに該当するものをバランスよく配植してください。

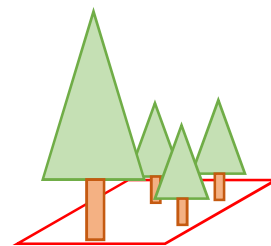
- ① 高木(植栽時の樹高 2 m 以上、成木に達したとき樹高 3.5 m 以上になるもの)  
2 本以上



- ② 低木(高木以外のもの)  
6 本以上

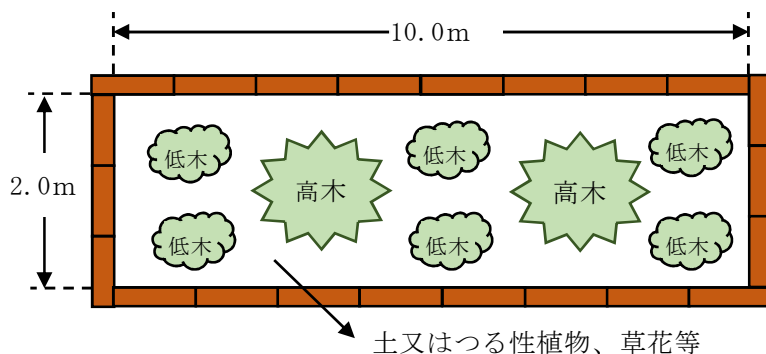


- ③ 高木 1 本かつ低木 3 本以上



<算出方法>

緑化面積：2.0m×10.0m=20.0㎡



《留意点》

- ・縁石等を除く植栽基盤の面積を緑化面積とします。ただし、樹木やつる性植物、草花等が1本も植えられていない植込地は緑化面積に含めることはできません。
- ・植栽基盤は樹木の生育に有効な幅、深さ（厚さ）を確保し、連続するよう努めてください。

樹木の種類・樹高別の植栽基盤の有効土層の厚さ（参考値）

種類・樹高		高木			低木	芝生・草花
		12m以上	7～12m	3～7m	3m以下	
有効土層の厚さ	上層	60cm	60cm	40cm	30～40cm	20～30cm
	下層	40～90cm	20～40cm	20～40cm	20～30cm	10cm以上

【参考】植栽基盤整備技術マニュアル（平成25年12月、一般財団法人 日本緑化センター）

- ・植栽帯等にコンクリート、防草シート、砕石などで覆い除草する場合は、緑化面積に含めることはできません。
- ・照明、マンホール、室外機などの設備がある場合は、緑化面積から除外してください。
- ・植栽にあたっては、健全で良好な緑の育成に向け、在来種など地域の特性・風土に適合した樹種を選定するよう努めてください（P13「5 生物多様性への配慮」参照）。
- ・敷地境界付近への植栽については、越境等の近隣トラブルの原因にもなりますので、樹種と植付位置の選定は樹木の成長を考慮してください。

## (イ) 緑化の特例

必要となる緑化面積のうち、上記の法令等に規定されている緑化すべき面積を超える部分は、地上部での樹木による緑化以外（芸術、屋上緑化・壁面緑化等）でも可能です。

地被植物は、16株/m<sup>2</sup>（植付間隔25cm）以上の密度で植栽されている場合は、植栽基盤の全体の面積を緑化面積とします。ただし、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲは36株/m<sup>2</sup>（植付間隔約17cm）以上とします。

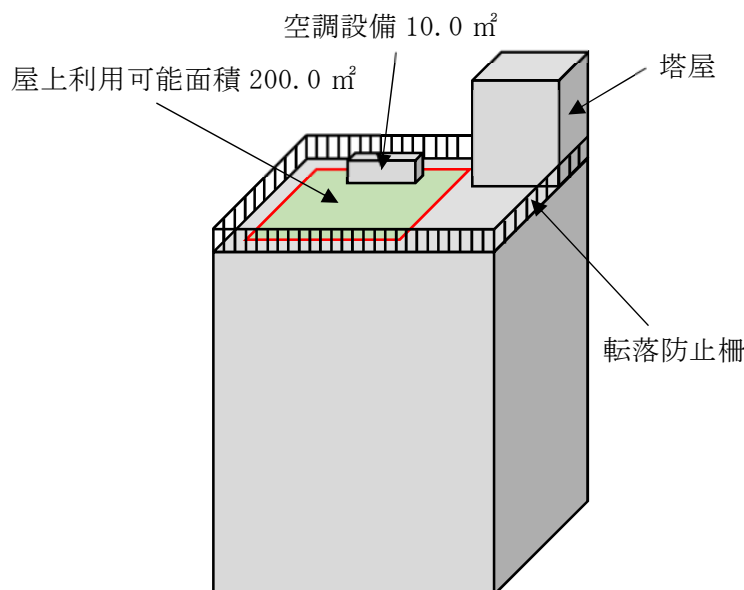
芝は緑化面積に含めることができません。

### (a) 屋上、ベランダ及びバルコニー緑化

- ・樹木、草花等（多年草に限る）を適切な配置で植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。
- ・プランターやコンテナなどの可動式植栽基盤を用いる場合には、容量が100リットル以上の容易に移動できないものに限り緑化面積に含めることができます。
- ・屋上の緑化面積は建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分の面積のうち、太陽光発電装置や空調設備等の建築物の管理に必要な施設などを除いた面積とします。
- ・人の出入りが可能な屋上とは、高さ1.1m以上の手すり壁、転落防止柵又は金網などがあり安全で、エレベーター、階段（ステップ型）、平面フロアにより人が行き来できるものをいいます。なお、はしごや移動式の階段（タラップ等）で昇り降りする屋上は対象外とします。
- ・ベランダ、バルコニーとは、建築物の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造を持ち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいい、建築物内（室内）の緑化や、上部に屋根がある部分の緑化は、緑化面積としてみなしません。

<算出方法>

$$\text{緑化面積} : 200.0 \text{ m}^2 - 10.0 \text{ m}^2 = 190.0 \text{ m}^2$$





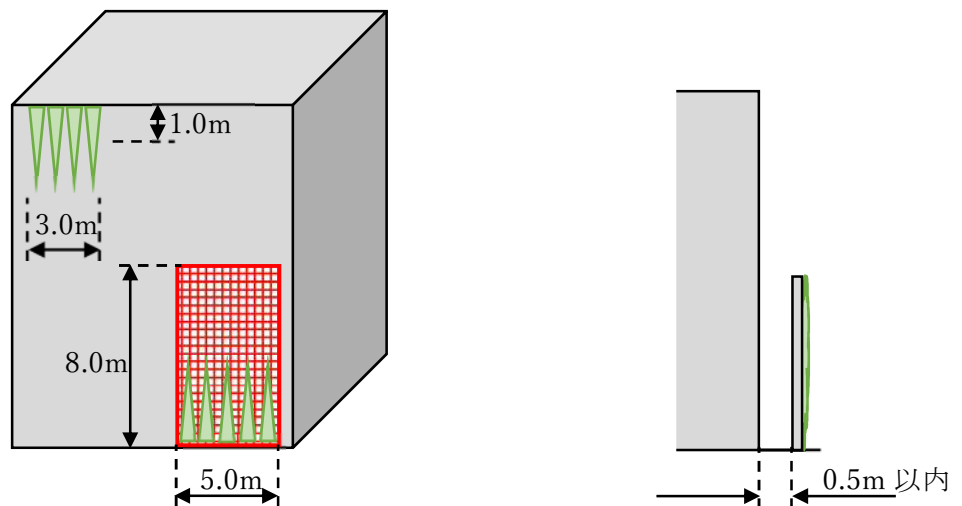
(b) 壁面緑化

- ・ 補助資材を設置する場合は、植栽時または将来において、樹木、つる性植物及び草花等による被覆が予想される壁面の植栽基盤又は補助資材の面積を緑化面積とします。
- ・ 補助資材を設置しない場合は、登はん又は下垂の長さを1 mとして算出した面積を緑化面積とします。
- ・ 敷地の外周に設置する塀やフェンス等の壁面は緑化面積に含めることはできません。ただし、建築物の外壁に沿わせてフェンス等を設置する場合は、フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が0.5m以内で、外側に向けて緑化する場合は、壁面緑化とみなします。
- ・ 緑化補助資材は、原則、金属製とし、アサガオやゴーヤなど一年草は壁面緑化として緑化面積に含めることはできません。

<算出方法>

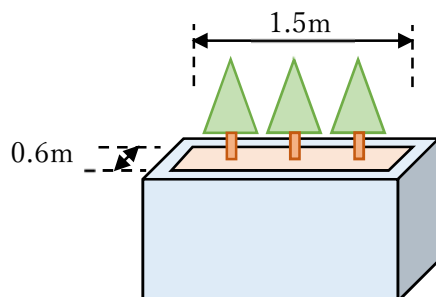
補助資材あり 緑化面積：5.0m×8.0m=40.0 m<sup>2</sup>

補助資材なし 緑化面積：3.0m×1.0m= 3.0 m<sup>2</sup>



(c) 花壇その他これに類するもの

- ・ 草花等が生育するための土壌その他の植栽基盤で表面が覆われている部分の水平投影面積を緑化面積とします。花の植栽密度は、種類によっても異なりますが、おおむね株間20～25cmを目安としてください。
- ・ プランターやコンテナなどの可動式植栽基盤を用いる場合には、容量が100リットル以上の容易に移動できないものに限り緑化面積に含めることができます。



<算出方法>

緑化面積：1.5m×0.6m=0.9 m<sup>2</sup>

(d) 生物多様性に寄与するビオトープ

- ・ ビオトープ部分の水平投影面積を緑化面積とします。なお、池の水際が自然的環境を有していない噴水など人口的な流れや水面は緑化面積に含めることができません。

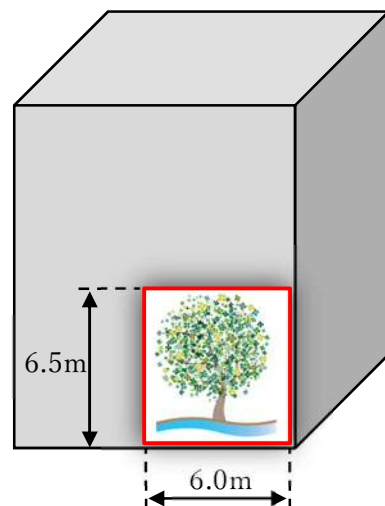
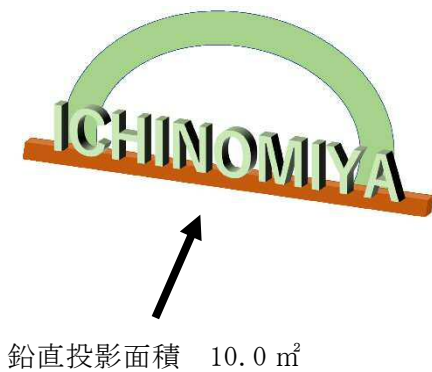
(e) 芸術

- ・ 上記の法令等に規定されている緑化すべき面積を超える部分の10分の3までは、屋外の緑化と同視できる芸術（モニュメント、絵画等）を緑化とみなすことができます（景観審議会への意見聴取等により時間を要する場合あり）。ただし、屋外広告物として判断されるものについては、緑化面積に含めることはできません。
- ・ 一方向から見る事ができる最大の面積（水平投影面積又は鉛直投影面積）を緑化面積とみなします。

<算出方法>

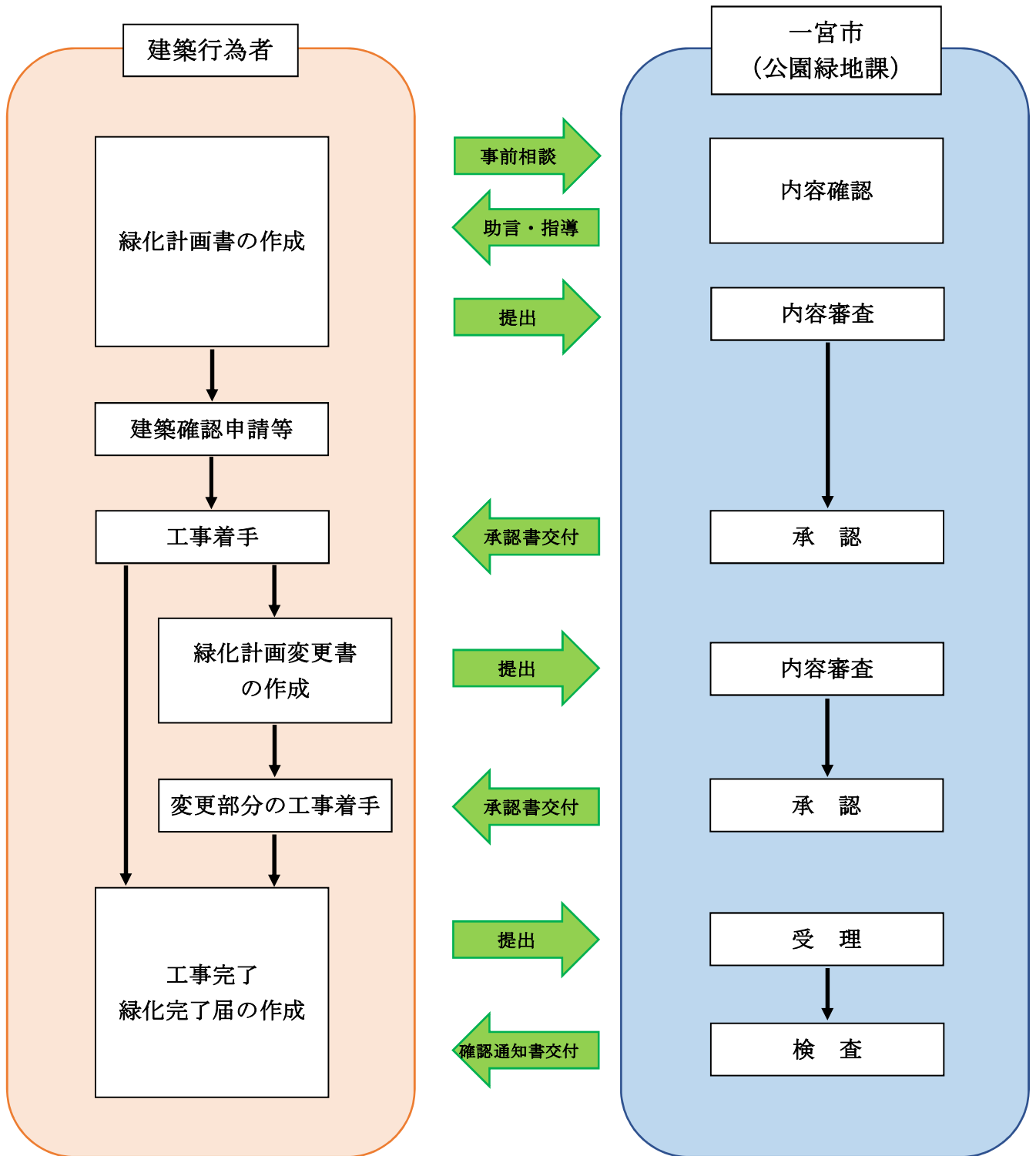
モニュメント 緑化みなし面積：10.0 m<sup>2</sup>

絵画 緑化みなし面積：6.0m×6.5m=39.0 m<sup>2</sup>



## 4 緑化計画書の手続き

### (1) 緑化計画書の手続きの流れ



## (2) 事前相談

緑化計画書の承認における円滑な事務処理のため、事前相談をお願いします。相談には時間がかかりますので、緑化計画書の提出前に十分に余裕を持って開始してください。

## (3) 緑化計画書の提出

緑化計画書は、建築確認申請又は計画通知の前までに下記の書類を添付して提出してください。提出部数は1部です。なお、書類のサイズは原則A4又はA3とし、面積・延長の根拠図面については、数値が確認できるスケールで作成してください。

	書類名	記載内容等
1	緑化計画書	➤ 様式第20号にて作成してください
2	位置図	➤ 一宮市地図情報「138マップ」の都市計画情報又は地形図を用いて、印刷縮尺1/2,500で印刷し、当該地を赤囲いしてください
3	緑化計画平面図	➤ 方位、縮尺、敷地境界、建築物、工作物等を分かりやすく記入してください ➤ 緑地の区域、植栽する樹木の位置・種類・高さ・本数・密度等を記入し、種別が分かるよう着色してください ➤ 建築物上(屋上・ベランダ・バルコニー)の緑化は、構造、利用形態等が分かるよう明記してください
4	緑化面積求積図	➤ 緑地の区域・面積、面積根拠(算定式)を記入してください ➤ 面積の算定方法は、縦横、三斜、ヘロンを基本としますが、CAD求積も可(CADにより算定したことを明記)とします ➤ 面積確認の為、植栽基盤の幅員、延長等の寸法を記入してください
5	緑化計画断面図	➤ 地上部は、緑化箇所断面図の植栽状況(樹種及び高さ)と植栽基盤の土壌厚さ(深さ)を明記してください ➤ 建築物上(屋上・ベランダ・バルコニー)の緑化は、建築物を含んだ断面図とし、構造と植栽基盤の土壌厚さ(深さ)を明記してください ➤ 壁面緑化は、壁面又は補助資材の構造及び高さを明記してください
6	建築物立面図	➤ 壁面緑化は、補助資材の幅及び高さを明記してください
7	その他の必要な書類	➤ 芸術(モニュメント、壁面等)を設置する場合、構造、寸法、投影面積等を明記した図面を添付してください ➤ 指示された図面、資料等を添付してください

#### (4) 緑化計画承認書の交付

緑化計画書の内容等を審査し、基準に適合する場合、緑化計画承認書の交付により承認を通知します。

#### (5) 緑化計画変更書の提出

緑化計画書を提出し、緑化計画承認書が交付された後に、緑化計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ担当者に変更内容の相談を行い、その指示に従って、変更に係る部分を施工する前に緑化計画変更書を下記の書類を添付して提出をしてください。提出部数は1部です。

<変更の手続きが必要なもの>

- ・ 建築行為者が変更となる場合（代表者名だけが変更となる場合は不要）
- ・ 緑化面積又は緑化率が減少する場合
- ・ 緑地の位置が変更となる場合
- ・ 緑地の形状が大幅に変更となる場合
- ・ 完了予定日が延びる場合

※変更内容の相談により、軽微な変更（樹種の変更、緑地の一部変更等）と認められた場合は、緑化完了届提出時の報告により、変更の手続きを省略できます。

	書類名	記載内容等
1	緑化計画変更書	➤ 様式第21号にて作成してください
2	緑化計画書 添付書類1～7	➤ 変更内容が確認できる図書を添付してください
3	緑化計画承認書の写し	

#### (6) 緑化計画変更承認書の交付

緑化計画変更書の内容等を審査し、基準に適合する場合、緑化計画変更承認書の交付により承認を通知します。

#### (7) 緑化完了届の提出

緑化計画書を提出した施設の緑化が完了したときは、速やかに緑化完了届を下記の書類を添付して提出をしてください。提出部数は1部です。

	書類名	記載内容等
1	緑化完了届	➤ 様式第25号にて作成してください
2	竣工図	➤ 緑化計画書の緑化計画平面図・必要緑化面積求積図・建築物立面図等に準じて作成してください（数値は実測値を記入・軽微な変更を行った場合は変更内容を記入） ➤ 写真の撮影方向及び写真番号を記入してください
3	完了写真	➤ 植栽の形状・寸法が分かるようにスタッフ等を添え、植栽の全体及び個々の状況が判断できるよう撮影してください

## (8) 緑化完了確認通知書の交付

緑化完了届の内容を審査し、緑化計画書のとおり緑化がされていることを確認した場合は、緑化完了確認通知書の交付により完了の確認を通知します。なお、完了の確認は、報告や資料の提示を求めたり、必要に応じて立入検査を行います。

また、下記に該当する場合は、指導、勧告、公表を行うことがあります。

### <指導>

- ① 緑化計画書、緑化変更計画書を提出し承認を得ない場合
- ② 承認された緑化計画書の内容どおり工事をしなかった場合
- ③ 緑化計画廃止や緑化完了の届出をしない場合、又は虚偽の記載をして届出をした場合
- ④ 求められた報告や資料の提示をしなかったり、立入検査を拒んだりした場合

### <勧告>

上記の指導をしても従わないときは、必要な措置を講じるよう勧告する場合があります。

### <公表>

上記の勧告をしても従わないときは、「氏名、住所、建築物の所在地、勧告の内容及び理由、勧告に従わない事実」を公表する場合があります。

## (9) 緑化計画廃止届の提出

緑化計画書を提出し、緑化計画承認書が交付された後に、建築行為を中止するときは、緑化計画廃止届を提出してください。提出部数は1部です。

## 5 生物多様性への配慮

緑化にあたっては、地域の生態系に配慮するとともに、地域の在来種による植栽に努め、より多くの生き物が生きていけるよう、豊かな緑づくりに協力をお願いします。

### 一宮市の地域の特性・風土に適した樹種について

植生区分		適した樹種
常緑広葉樹林	高木	アラカシ、シラカシ、スダジイ、タブノキ、イスノキ、クスノキ、クロガネモチ、ウバメガシ、カクレミノ、カナメモチ、サカキ、サンゴジュ、シロダモ、ネズモミチ、ヒメユズリハ、モチノキ、ヤブツバキ、ヤブニッケイ、ヤマモモ
	低木	アオキ、アセビ、カンツバキ(園芸種)、クチナシ、サザンカ(園芸種)、サツキ、シャリンバイ、ジンチョウゲ(園芸種)、モチツツジ、トベラ、ヒサカキ、マサキ
落葉広葉樹林	高木	アベマキ、コナラ、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、イロハモミジ、エゴノキ、ヤマザクラ
	低木	ウツギ、ツクバネウツギ、マユミ、ムラサキシキブ、ヤマブキ、ユキヤナギ
草地	草、ツル (日陰、樹林内)	【草】 ヤブラン、ジャノヒゲ、ベニシダ 【ツル】 キツタ、テイカカズラ
	草、ササ (日なた)	【草】 ススキ、トダシバ、チガヤ、ツリガネニンジン、カワラマツバ、ヒメハギ、タチツボスミレ、アキノキリンソウ、オカトラノオ、ジシバリ 【ササ】 ネザサ
	草 (湿地)	【草】 カモジグサ、ニガナ、ミツバツチグリ

【参考】自然環境の保全と再生のガイドライン（2022年4月、愛知県）

市民参加の森づくり事業実績（平成9年5月～令和3年12月、一宮市）

【監修協力】エスペックミック㈱

## 6 優良緑化建築物等の認定について

緑化の取組が優良である建築物又は敷地であると認められた場合は、優良緑化建築物等として認定され、ウェブページ等で広く一般に周知されます。

### 【お問合せ】

一宮市 まちづくり部 公園緑地課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

TEL：0586-28-8636（直通） FAX：0586-73-9218

E-mail：kouen@city.ichinomiya.lg.jp